



# 島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第86号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（廃棄物対策課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第64号）

## 1 規則の概要

- (1) 非常災害に係る市町村一般廃棄物処理施設設置協議書を定めることとした。（第2条・様式第9号の2関係）
- (2) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書を定めることとした。（第2条・様式第9号の3関係）
- (3) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書を定めることとした。（第2条・様式第9号の4関係）
- (4) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書を定めることとした。（第2条・様式第9号の5関係）
- (5) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書を定めることとした。（第3条・様式第16号の2関係）
- (6) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設<sup>設置</sup>届出確認書を定めることとした。（第3条・様式第16号の3関係）  
変更
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う様式の整備（様式第28号関係）
- (8) その他様式の整備

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第64号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第17号を第21号とし、第13号から第16号までを4号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の4号を加える。

- (13) 省令第5条の10の3に規定する協議書 非常災害に係る市町村一般廃棄物処理施設設置協議書（様式第9号の2）
- (14) 法第9条の3の3第1項の規定による届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第9号の3）
- (15) 省令第5条の10の10に規定する届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第9号の4）
- (16) 省令第5条の10の12に規定する届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第9号の5）

第3条中第11項を第13項とし、第7項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の2項を加える。

7 知事は、法第9条の3の2第1項の規定による同意をしたときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書（様式第16号の2）を交付するものとする。

8 知事は、法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第4項ただし書（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置又はその施設の変更の届出の

内容が相当であると認めたときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設<sup>設置</sup>届出確認書（様式第16号の3）を交付する  
変更

ものとする。

様式第9号中「変更した」を「変更したい」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第9号の2 (第2条関係)

非常災害に係る市町村一般廃棄物処理施設設置協議書

年 月 日

島根県知事

様

住 所

名称及び代表者の氏名

電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、協議します。

一般廃棄物処理施設を設置を することが見込まれる場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において 処理する一般廃棄物の種類		
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設 の位置、構造等の設置 に関する事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理 方式	
	一般廃棄物処理施設の構造 及び設備	
	処理に 伴い生 ずる排 ガス及 び排水	量 処理方法（排出の 方法（排出口の位 置、排出先等を含 む。）を含む。）
	設計計算上達成することが できる排ガスの性状、放流 水の水質その他の生活環境 への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設 の構造等に関する事項	
※事 務 処 理 欄		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
※事務処理欄		

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6 2部を提出すること。

## 様式第9号の3 (第2条関係)

## 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

島根県知事

様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※届 出 の 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3$ /日 ( ) 時間 $t$ /日 ( ) 時間 $m^3$ /時間 $t$ /時間
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
	処理方法(排出の位置、排出先等を含む。)を含む。	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事 務 処 理 欄		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
※事 務 処 理 欄			



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍	
	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額		住 所	所
		割 合			

政令第4条の7に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

※事務処理欄

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。

- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 7 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 9 2部を提出すること。

## 様式第9号の4 (第2条関係)

## 非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の 内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 前	変 更 後
		m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間	m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間
		t /日 ( ) 時間	t /日 ( ) 時間
		m <sup>3</sup> /時間	m <sup>3</sup> /時間
t /時間	t /時間		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			

変 更 の 理 由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書にすること。

3 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値

4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

6 2部を提出すること。

## 様式第9号の5 (第2条関係)

## 非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

島根県知事

様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日及び届出番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4(第3号及び第6号に係る部分を除く。)に掲げる事項の変更		
	省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生年月日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 「省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

5 2部を提出すること。

様式第12号の2中「第15条の2の5」を「第15条の2の5 <sup>第1項</sup> <sub>第2項</sub>」に改める。

様式第16号の次に次の2様式を加える。

様式第16号の2 (第3条関係)

指令 第 号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書

住 所

名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により協議のあった下記施設については、同意します。

年 月 日

島根県知事



記

施設の種類	
施設を設置を することが見 込まれる場所	

様式第16号の3 (第3条関係)

指令 第 号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設<sup>設置</sup>届出確認書  
変更

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で届出のあつた下記施設の非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置

(変更)届出書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用す

る 第 9 条 の 3 第 4 項 の規定により、届出の内容が相当であることを確認し  
第9条の3第9項において読み替えて準用する同条第4項

た。

年 月 日

島根県知事



記

施設の種類	
施設の設置場所	

様式第19号の2中「第15条の2の5」を「第15条の2の5<sup>第1項</sup>に改める。  
第2項」

様式第20号注3の(7)及び様式第22号注3の(7)中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

様式第28号中

「

廃石綿等								
廃PCB等								

」

を

「

廃PCB等								
廃水銀等								
廃石綿等								

」

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。